

vol.50-10 (通算 571号)

2021年1月号

やどかり

2021年1月15日発行  
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可  
発行人 公益社団法人やどかりの里  
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円 (含会費)



## Nothing about us Without us !

### 2021年の幕開けに

Nothing about us Without us ! 「私たちのことを私たち抜きで決めるな」国連で障害者権利条約(以下、権利条約)が策定される過程で障害のある人たちが主張してきたことだ。権利条約は締約国(権利条約を批准した国、現在181か国、日本は2014年に批准)に対し、障害のある人たちの実質的な参加を求めている。権利条約は批准後が大切なのだ。締約国には、権利条約をどのように進めているのか、報告義務があり、日本政府は2016年に提出している。権利条約では、障害のある人たちの立場からも履行状況の報告を求めており、この報告書はパラレルレポート(以下、パラレポ)と呼ばれている。このパラレポは、国連の障害者権利委員会(以下、CRPD)が日本の履行状況を審査するために重要な文書として扱われる。パラレポは、誰でも提出することができるが、CRPDでは、なるべく障害関係団体が意見をまとめて提出することを推奨しており、国内では日本障害フォーラム(以下JDF)で全国の障害関係団体の意見を集約し、特別委員会を設けて、パラレポをまとめた。(日本には独立した人権救済機関がないため、日本弁護士会もパラレポを提出している)CRPDによる日本の審査は、2020年8月に予定されていたが、新型コロナウイルス(以下COVID-19)の関係で審査予定は2021年8月(未定)と言われている。

JDFの最初のパラレポは2019年7月に国連に提出したが、現在、第2弾のパラレポを策定し、CRPDから出される総括所見(勧告)に影響させることを目指した。第2弾のパラレポで注目すべき点は、COVID-19の問題に紙数を割

いて言及していることであろう。障害のある人の感染リスクの高さに言及し、必要な備品等が障害のある人が入手できることや障害のある人の雇用を守ること、所得保障を講じること、福祉的就労場の収入の補填なども求めている。

COVID-19と権利条約の問題は世界共通であり、私たちがどう対応し、活用するかが問われている。障害のある人への差別や経済・社会的障壁はCOVID-19感染拡大前から存在し、根本的な問題として、政策そのものが問われている。

やどかりの里は、45周年の節目に「障害者権利条約とやどかりの里」(やどかり出版、2015)で、やどかりの里の実践を権利条約と照らし合わせて点検した。権利条約の水準に達するにはまだ道半ばである。障害のある人の参画のもと、障害の問題は社会の問題と捉え、他の障害関係団体と連携し、運動をあきらめず続けていかなければならない。そして、障害分野だけを見るのではなく、社会全体への視野を広げ、政策動向を読み取る力が必要だ。目の前に起こる問題からその背景を考え、声の上げづらい人の声を聴く努力をし、おかしいことはおかしいと声をあげていきたい。自助、共助を強制され、行き過ぎた競争社会、監視社会、そして不寛容な社会の風潮に対し、警鐘を鳴らし続けるのもやどかりの里の大事な役割であろう。

私たち1人1人はどのような社会や地域を創り合おうとしているのだろうか。生きづらさを抱える人たちの声を聴き、この社会を構成する1人として、この言葉を噛みしめ、2021年の幕開けとしたい。